

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）（以下「運用通達」という。）1-1の（2）の（ハ）の（d）又は「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）2の（2）により輸出許可申請書又は役務取引許可申請書に添付する書類（以下「添付書類」という。）について、平成10年4月1日以降下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 添付書類 （1） 別表1の1に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とし、輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令（以下「外為令」という。）別表の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引を行う場合（政府間取極に基づく貨物の輸出若しくは技術の提供を目的とする取引に該当する場合を除く。）</p> <p>（注）（略） アイスランドを仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の3の項（2）7及び（2）9並びに4の項（4）、（13）、（15）2、（15）4、（16）及び（24）に掲げる貨物の輸出（2の項の中欄に該当するものに限る。）又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の場合 （a）～（e）（略） （2）（略） （3）別表1の2に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の3の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引を行う場合</p> | <p>「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）（以下「運用通達」という。）1-1の（2）の（ハ）の（d）又は「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）2の（2）により輸出許可申請書又は役務取引許可申請書に添付する書類（以下「添付書類」という。）について、平成10年4月1日以降下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 添付書類 （1） 別表1の1に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とし、輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令（以下「外為令」という。）別表の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引を行う場合（政府間取極に基づく貨物の輸出若しくは技術の提供を目的とする取引に該当する場合又は<u>記の1の（6）のいずれかに該当する場合を除く。</u>）</p> <p>（注）（略） アイスランドを仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の3の項（2）7及び（2）9並びに4の項（4）、（13）、（15）2、（15）4、（16）及び（24）に掲げる貨物の輸出（2の項の中欄に該当するものに限る。）又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の場合（<u>記の1の（6）のいずれかに該当する場合を除く。</u>） （a）～（e）（略） （2）（略） （3）別表1の2に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の3の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引を行う場合</p> |

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

| 添 付 書 類 | |
|---------|--|
| | (略) |
| | (略) |
| | a 輸出者等と需要者等 (又は予定される需要者等) との過去の取引関係 b 最終製品 (又は予定される最終製品) の概要及びそれらの輸出令別表第 1 の該非 c 当該貨物 (又は当該技術) の予定される納入先 (又は提供先) d 輸出者等と輸入者等との過去の取引関係 e 当該貨物 (又は当該技術) の設置工場 (又は当該技術を使用する工場) の名称及び所在地を示す地図 f 当該貨物 (又は当該技術) を使用するプラントの全体図及び最終製品の製造フロー図 (当該貨物の使用箇所を明示したもの) g 当該貨物 (又は当該技術) の使用目的及び新設、増設、補修の区別 |
| | (略) |

以上の書類を 1 通作成してください。

(b) ~ (d) (略)

(4) 別表 1 の 3 に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第 1 の 4 の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の 4 の項の中欄に掲げる技術の提供を行う場合

(a) ~ (e) (略)

(5)
(略)

「輸出貿易管理令別表第 3 の 2 の規定により経済産業大臣が定める貨物」(平成 13 年経済産業省告示第 7 5 8 号) に掲げる貨物 (以

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

| 添 付 書 類 | |
|---------|---|
| | (略) |
| | (略) |
| | a 輸出者と需要者 (又は予定される需要者) との過去の取引関係 b 当該貨物の設置工場 (又は予定される設置工場) の名称及び所在地を示す地図 c 当該貨物を使用する (又は使用が予定される) プラントの全体図及び最終製品の製造フロー図 d 最終製品 (又は予定される最終製品) の概要及びそれらの輸出令別表第 1 の該非 e 当該貨物の使用目的 (又は予定される使用目的) 及び新設、増設、補修の区別 f 当該貨物の予定される納入先 g 輸出者と輸入者との過去の取引関係 |
| | (略) |

以上の書類を 1 通作成してください。

(b) ~ (d) (略)

(4) 別表 1 の 3 に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第 1 の 4 の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の 4 の項の中欄に掲げる技術の提供を行う場合 (記の 1 の (6) のいずれかに該当する場合を除く。)

(a) ~ (e) (略)

(5)
(略)

「輸出貿易管理令別表第 3 の 2 の規定により経済産業大臣が定める貨物」(平成 13 年経済産業省告示第 7 5 8 号) に掲げる貨物 (以

下「告示で定める貨物」という。)若しくは輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(平成8年9月4日付け8貿局第365号。以下「通常兵器通達」という。)付表に掲げる技術若しくは外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であって、輸出令別表第3に掲げる地域並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地又は提供地とするもの(需要者等が確定していない場合に限る。)

輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の15の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であって、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とするもの

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

(略)

以上の書類を1通作成してください。

なお、貨物等省令第7条第三号八又はホに該当する貨物の輸出については、通常兵器通達の別記3の1又は2に規定する誓約事項に代え、他の誓約事項を盛り込んだ誓約書の提出を求める場合があります。

(b) ~ (c) (略)

(6) ~ (7) (略)

2 (略)

下「告示で定める貨物」という。)(「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(平成8年9月4日付け8貿局第365号。以下「通常兵器通達」という。)別紙の1又は2に該当するものを除く。)若しくは輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は通常兵器通達付表に掲げる技術若しくは外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であって、輸出令別表第3に掲げる地域並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地又は提供地とするもの(需要者等が確定していない場合に限る。)

輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の15の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であって、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とするもの

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

(略)

以上の書類を1通作成してください。

なお、貨物等省令第7条第一号八のうち貨物等省令第8条第九号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するものに該当する貨物若しくは貨物等省令第8条第九号に該当する貨物の輸出又は貨物等省令第20条第2項第九号のうち、貨物等省令第8条第九号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するプログラム若しくは貨物等省令第21条第1項第九号のうち貨物等省令第8条第九号に該当する貨物の機能を実現するためのプログラムの提供を目的とする取引については、に掲げる通常兵器通達の別記3の3の誓約書の提出を要しない場合があります。

また、貨物等省令第7条第三号八又はホに該当する貨物の輸出については、通常兵器通達の別記3の1又は2に規定する誓約事項に代え、他の誓約事項を盛り込んだ誓約書の提出を求める場合があります。

(b) ~ (c) (略)

(6) ~ (7) (略)

2 (略)